２０２４（令和６）年度　第２回名張市差別撤廃審議会　会議録（概要）

日時：令和６年９月４日（水）午後２時３０分～
場所：名張市役所　２階　庁議室

＜出席者＞
公益財団法人　反差別・人権研究所みえ　常務理事兼事務局長　松村　元樹
社会福祉法人　名張市社会福祉協議会代表　杉本　丈夫
部落解放同盟三重県連合会名張市協議会代表　西野　紳一
地域づくり組織代表（中央ゆめづくり協議会）　髙尾　松男
特定非営利活動法人代表（「生活支援グループこんにちは」理事）　鈴木　隆文
名張市副市長　中村　岳彦
名張市教育委員　辻　愛
名張市人権センター代表　今村　洋子
名張市小中学校長会代表（比奈知小学校校長）　伊藤　博之
＜欠席者＞
一般社団法人　部落解放・人権研究所名誉理事　友永　健三
人権擁護委員代表　岩並　正見
＜事務局＞
人権・男女共同参画推進室　室長　藪本　真治、係長　山下　眞珠、室員　森下　亜季、
室員　保田　謙吾

・開会

（事務局）皆さん、改めましてこんにちは。定刻も過ぎましたので、ただいまから、2024 年度第 2 回名張市差別撤廃審議会を開催させていただきます。本日の会議は公開とし、議事録作成のため、音声の収録をさせていただきますので、ご了承ください。また、会議は 16 時 30 分を目途に終了させていただきたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。座って失礼いたします。

事項に入ります前に、まず、お手元にお配りしました資料の確認をさせていただきたいと思います。事前にお送りさせていただきました事項書が 1 枚、それと資料 1－1、1－2、こちらは第 3 次名張市人権施策基本計画の進捗状況についての資料でございます。それと資料 2－1、2－2、2－3。2－4 の 4 つが、第 4 次人権施策基本計画の骨子案についての資料。それと資料 3、差別事象に関する報告書です。それと本日、机の上に置かせていただきました追加資料といたしまして、追加資料 1、友永委員の意見、それと追加資料 2、松村会長の意見を準備させていただいております。過不足はございませんでしょうか。

それでは事項書 1、開催にあたりまして副市長の中村よりご挨拶させていただきます。

１．あいさつ

（中村副市長）改めまして皆さんこんにちは。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、審議会の方、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。今日もかなりボリュームがある内容となっておりますので、委員の皆さまにつきましては大変ご負担をおかけしますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

この前、台風 10 号がきまして、県内もそうですが静岡のほうも大きな被害があったというふうに聞いております。県内の方でも、北西地域、津市、松阪で、河川の氾濫があったりとか道路の冠水被害出てますけど、名張市は幸運にもといいますか警報も出ず、被害もなく、倒木が一部あったようなんですけども、被害が少なくて済んだということで非常に安堵しておりますけども、今後またいろんな災害が激甚化しておりますし、線状降水帯とか、台風の進路も今回のように定まってなかったり予測がしにくい状況になってくる中で、災害対策が非常に難しいんですけども、今回の避難所の開設まで至らなかったんですけども、そういった状況の中で、地域でそういうふうな状況になった場合には、地域で避難所を開設するよというような、温かいご協力をいただいたっていうことでお申し出をいただきまして、本当に地域共生づくりということで、名張市が取り組んできたそういう環境がいろんなところで出てきているのかなというふうに思ってございます。

今回ご審議いただく第 4 次の計画についても、そういったまちづくりを目指して取り組んでいきたいというふうに思ったような計画でございますので、どうぞご意見の方、よろしくお願いいたします。

２．会議成立確認

（事務局）ありがとうございます。次に、事項書 2 に移らせていただきます。会議成立の確認でございます。本日の会議は、委員中、ただいま 8 名のご出席をいただいております。名張市差別撤廃審議会規則第 5 条第 2 項に基づき過半数の出席がございますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。では、この後の議事進行につきましては、松村会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

３．議事

（会長）こんにちは。また本日もたくさんの審議事項があります。もう早速、時間もありませんので、第 1 号議案、第 3 次名張市人権施策基本計画の進捗状況（2023 年度）についてご報告をお願いいたします。

（１）第３次名張市人権施策基本計画の進捗状況（2023 年度）について
［資料１－１、１－２］【事務局説明】

（事務局）次に、本日欠席されています友永委員さんよりいただきましたご質問についてご

回答の方をさせていただきたいと思います。
まず概要版でのご質問になりましたので、資料1－1の概要版をご覧ください。資料1－1、5ページ、(2) ②の、救済支援体制の整備の相談件数82件の内訳と特徴を明らかにしてくださいということでございました。相談の依頼者につきましては、外国人住民が 27 件、日本人住民が13件、市役所や学校、団体などから、42件でございました。内容につきましては、入管の手続きが3件、雇用労働について13件、社会保険、年金が1件、医療が2件、出産子育てが3件、教育が2件、日本語学習が4件、住宅4件、婚姻関係が1件、それと通訳翻訳で29件、福祉が2件、マイナンバー1件、手続き1件、その他に13件等でございます。こちらの件数につきましては、1度に複数の相談を聞いていることがございますために、延べ数で89件という形になっております。
続きまして資料1－1の6ページ、⑥相談の集約と分析反映の内容と特徴を明らかにしてください。子ども相談室で受けた相談を集約いたしまして、年1回開催する子どもの権利救済委員会に報告をいたしております。その場におきまして、内容についての検討、今後の対応についての協議を行っているところでございます。
同じく資料1－1、6ページ、(4) ①市民の自主的な人権学習活動の支援について派遣した件数を明らかにしてくださいでございます。教育主事91回、社会同和教育指導員38回、指導職員1回、こちらの指導職員といいますのは、隣保館の職員でございます。
続きまして9ページ、⑥相談体制の充実で法務局、三重県人権センター、人権擁護委員と連動して随時相談に対応したと報告されていますが、件数、内容を明らかにしてくださいということでございます。法務局への報告が1件、内容につきましては、ＳＮＳのＸへの差別事象の投稿がございました。三重県への報告が2件、こちらは近鉄名張駅に不審な封筒が置いてあったんですけども、そちらの報告が1件と、被差別部落の写真等をＸに掲載したものございましたので、そちらの1件となっております。
ページが変わりまして10ページ、⑦人権関係団体との連携・協働、トップセミナーの内容を明らかにしてくださいということでございます。2023年11月13日に開催し、演題につきましては、「国の子ども施策の展望と地方公共団体の施策の方向性について」ということで、講師は大阪府子ども家庭サポーター、内閣官房子ども家庭庁の参与の辻由起子さんをお招きして行ったところでございます。
同じく10ページの⑧一般施策を活用した取組の推進に関わって、住宅や隣保館等の老朽化に関して、建て替えや修繕等に関する計画の策定状況を明らかにしてくださいということでございました。市営住宅につきましては、平成24年に策定いたしました、名張市営住宅等長寿命化計画に基づきまして、長寿命化を図る工事、こちらの外壁の改修や屋外の防水工事等でございますが、そちらを実施したところでございます。また令和 4 年 3 月に改訂をいたしました長寿命化計画につきましては、市営住宅などなどの状況やニーズなどを踏まえまして、棟毎に整備、改修、維持管理等の活用方法の研究をしているところでございます。隣保館等の施設の改修につきましては、中期財政計画で5年間の事業計画を作成してい

るところでございます。この中期財政計画につきましては、毎年見直しを行っておりますので、所管施設の修繕計画を基に追加・修正しているところでございます。

続きまして 13 ページ、⑤子ども自身が利用できる相談窓口の充実と情報提供について、相談件数 30 件の内容と特徴を明らかにしてくださいということでございます。内容は、家庭生活での悩み、親や兄弟との関係が 9 件。性的な悩みが 4 件、子育ての悩みが 3 件、学校生活の悩みが 3 件、友達との交友関係の悩みが 3 件、不登校が 1 件、行政機関の対応が 1 件、精神的なことの問い合わせが 1 件、それと不明が 3 件、これおそらくいたずら等ではないかと思われます。その他 2 件となっております。

続きまして 14 ページ⑨不登校児童生徒及びその保護者への支援ということで、不登校児童生徒の実数を明らかにしてくださいということでございました。こちらは 203 人ということで報告を受けておるところでございます。

続きまして 15 ページ⑨災害時支援体制の整備のところで、災害時支援体制の整備状況、整備されている件数を教えてくださいということでございます。2009 年度から、災害時等における支援を地域の中で受けることができるための制度、「災害時要援護者支援制度」を整備することにより、災害に備えた地域の協力体制づくりを進め、誰もが安全で安心して暮らすことができるようなまちづくりを推進しております。現在、避難に支援が必要な方の避難支援の向上を目指しまして、本制度の見直しを含めて取組を進めているところでございます。以上でございます。

（会長）ただいまの報告について、何かご意見よろしいですか。よろしいですか。それでは 2 番目の第 4 次人権施策基本計画の骨子案につきまして、ご提案のほうよろしくお願いいたします。

（２）（仮称）第４次人権施策基本計画骨子（案）について
［資料２－１、２－２、２－３、２－４］【事務局説明】

（事務局）友永委員から、意見を頂戴しています。追加資料 1 の方になりますけども、具体的なご意見を頂戴いたしております。これにつきましては、速やかに本編の方へ反映をさせていただきたいと思います。松村会長からのご意見も頂戴しておりまして、追加資料 2 ということなんですけども、これは、実際も第 4 次を策定して取り組んでいく際に、これが核になるんだよっていう、そういった形のアドバイス的なものというふうに受け取らせていただいていいんでしょうか。

（会長）はい。お願いします。

（事務局）ありがとうございます。以上でございます。その他、ご意見頂戴できたらと思い

ます。

（会長）ありがとうございます。

第4次人権施策基本計画の骨子案につきまして、前回の審議会では時間の関係でご意見、ご提案を頂戴することが難しかったという状況もありまして、8 月の末を一応期日として、ご意見等があれば事務局の方にお送りくださいということで、お送りいただいたご意見を元に今回反映いただいたということで、朱書きのところを中心にご説明をいただきました。先ほどのご提案を受けまして、ご意見、ご質問、ご提案等々ありましたら、お出しいただければというふうに思います。

（委員）前回の会議にそういうお話で、意見を事前に提案して、それをもって今回修正していただいたことで、ご提案いただいてたんで、本来ですとその時にしなければいけなかったのかなというので、大変申し訳ないんですけども、先般から能登半島地震の関係で、被災を受けたとか、支援をされた方の報告文書なんかのやつも読ませてもらう機会がありまして、そこで、災害時の支援というのがあって、障害者と高齢者の方の項目には災害時に係ります支援が記載されてはあるんですけど、子どもとか女性とか外国人、特に私が読んだ記事は女性の方への支援なんですけども女性特有の必要な物品は、ボランティアの男性の方は触れにくいとか、そんな部分他のときもあったとは思うんですが、被災者の方への人権を守る意味では、そういう項目があるといいなと思いました。子どももあるのかなあと思うし、外国人には特にあるのかなと思うんですけれども、そういう記述はどうかなということで、お尋ねをしたいのが1点と、57 ページ、真ん中の⑥社会活動への参画促進という項目の（ウ）に私どもが今、指定管理を受けさせていただきます老人福祉センターふれあいの記述があります。ただこれ、2025 年からの計画策定期間ということになりますと、施設の名前は変わるか、なくなるかもわからない状態です。その記述がここに設けられるのは、いかがかなというふうに思います。確認をしていただきたいと思います。以上でございます。

（会長）ありがとうございます。災害時の支援等に関わってのご意見で、今、採用いただいてる各人権課題だけでなく、マイノリティを抱えている人が避難や避難所での生活をする上での困難等も報告されているということを受けて、もう少し震災の教訓を生かせるような内容にするべきじゃないかというふうなご意見だと思いますので、事務局の方から何かあれば。

（事務局）ありがとうございます。おっしゃっていただく通りでありまして、すべての分野別課題のところに付け足しておいたほうがいいかなというふうに思います。

（会長）それか、災害に関する項目を新たに起こして、そこで包括いただくかという 2 つの

方法があるかなと思います。東日本大震災とか熊本地震の時にも、障害者が避難所に避難できずに、倒壊寸前のご自宅や或いは車内で生活せざるをえないような、そんな方々がおられるとか、女性を中心に、生理用品の交換だとか着替え等に関わってプライバシーが確保されないという状況でございます。あと情報面のマイノリティでいうと外国人を中心に言語面で、どうしても日本語中心の音声や文字情報で、やっぱり今どんなことが住民に周知されてるのか、それがうまく伝わってないとか様々な課題があって、そういったことを名張市でもし大きな震災が発生したときに防げるように、防災対策を地域の視点で取り入れていくということが重要だということで、私も同意見でありますのでまたそのあたりは各項目に位置付けていただくか新たに起こして、災害時の人権課題として付け加えてもらうということで、ご意見をいただきましたのでよろしくお願いいたします。

（事務局）ありがとうございます。

（会長）他の委員さんからも積極的に前回出せなかった方も遠慮なく出していただければと思います。空白時間がもったいないので、少し私から話をさせてもらいます。

追加資料 2 のところで提案させてもらったように、昨年度から全職員対象に研修をしていただいているということで、より効果的な研修内容とするためにも体系的な研修のすすめが大事かなというふうに思いまして、かなり詳細なことを提案しましたので、事務局がおっしゃっていただいたように、職員の意識、実践力の向上のためには、こういった観点で取り組まれたらどうかというご提案でもあります。

２つ目が市民の講演会等への参画が、かなり少なかったなと思います。意識調査でも現れてましたので、やっぱり増やしていくことをシステム化するかというあたりで、すでに実施いただいてるかということもありますけども、保育園や幼稚園といったところ、また小中学校においても、そういった研修機会を充実させていくということだとか、市内の様々な団体でも、研修への取組を促していただくようなことを進めていくということや、名張市の入札等も加点制度とかの中に、事業所が何か公共事業を入札する上で、市の主催する研修とかに参加すると少し優位になりますよという制度も、隣の伊賀市だとか三重県は入札の前だったか、確かそういった制度を活用していただいてるので、今回いきなり難しいということもありますから研究程度で入れて頂くのはどうかというのが２つ目です。

３つ目が、まさに総括にも書かれていましたように人権相談、そんな簡単に増えるとは思えないんですけども、やはり相談窓口を活用する市民のアクセスが非常に少なかったという課題を受けてですね、いかにアクセスしやすい環境整備をするかというあたりが大事かなというふうに思っていて、その辺りも少し参考程度で、窓口のことを存じないという方もきっとあると思いますし、そもそもビジネスと人権を強調して今回、位置付けていただいたように、人権に伴うリスクあたりで、例えば、労働安全衛生上の問題が、ビジネスと人権の指導原則では人権上のリスクとして挙げられているとか、過重労働だとか、実際この３月だ

と他市の職員さんで、かなり過労死に近いほどの時間外労働みたいなものが行われ、複数の職員の間で行われてしまっていてということが明るみになってきたように、ああいう過重労働とかも人権問題でもあるし、かなり人権侵害といったものの認識自体がかなり町や、このエリアもそうですけど、市民の間でも十分理解されてない可能性が高いと思われます。自分の身にも今起きてるその賃金の未払いだとか、或いはその不足分を、時間外で働いたのに事業所は払ってくれないとか、これも人権問題だというふうにビジネスと人権の指導原則や、次の国内行動計画に書かれていて、もちろんそこには差別も位置付けられていて、そういうあたりの人権侵害とはそもそも何かみたいなところがきちんと周知されていくと、今自分の身を起きていることは人権問題なんだなということで、例えば市や労働局とかそういったところにも相談が上げやすくなっていくのかもしれないなという辺りも含めて、市民への周知ができれば末端に届くような形で実施をしていただくようにしていけるといいと思います。簡単にいかないと思うんすけど、たくさん市の方でご相談を受けていただいてる実績が昨年度の実施状況の中でもあったりします。その中で、市で受けて解決に至った事例なんかをもし相談者の了承より、ちょっと当然個人名はわからないように公表できると、同じような困難を抱えた市民がきたときに、そういったものが公表されてると、市に相談すれば、こういう流れで解決をしてくれるかもしれないというあたりで、相談しにいこうというふうに、繋がっていく可能性も出てくるんじゃないかとそういったこともご提案してあります。他の方からご意見等ございますでしょうか。

（委員）今回いろいろ訂正とかも付け加えとかしていただいて、ありがとうございました。かなりのボリュームなので、ちょっともう教育委員会に関係するところを重点的に見させていただきました。何点かあるんですけれども、ページ数毎で質問もちょっと交えながら、こういうのはどうかなっていうのをちょっとお伝えさせていただこうかなと思うんですが、39 ページの部落問題というところの③で教育委員会の部落問題に関することが書かれているんですけれども、実際、今学校現場っていうのは、もう若手の先生がとても増えていまして、若手の先生方の、そもそも部落問題に関する知識っていうのが、すごく低いっていうふうに聞いています。ですので、それを高めるための、研修会であったり勉強会っていうのが必要ですということで、それに伴ってやっぱり子どもたちにどう指導していくかっていう、そういう研修も必要になってくるっていうことを聞かせていただいているので、そういったところが書かれてはいるんですけれども、もう少しこの部落問題っていうところに絞って書いていただいてちょっと若手教職員っていうところもちょっと入れていただいてもいいのかなっていうふうに感じました。いろいろ小学生、中学生ともその部落問題について勉強はしているんですけれども、何か課題としてはやはり学校の代表者が集まってっていうことになっていますので、それを勉強した子どもたちが、自分の学校に帰ったときにできたことをどうやってまた他の児童生徒に伝えていくかっていうところが、ちょっと少し課題っていうふうに聞かせてもらっています。熱心に参加してくれているみたいなんですけど

ね。

それと 43 ページ①子どもの人権に関する啓発ってところの上のところなんですが、割と名張市は全国に先駆けて、名張市子ども条例っていうのが作られているんですけれども、ちょっとここは質問なんですけれども、それを今現在、子どもたちにどのように周知してるかとか、何かパンフレットを配っているとか何か授業の中でこうしてるのか、ちょっと私もその辺がわからなくって、もしご存じでしたら教えていただきたいなと思いまして。実際、せっかく名張市子ども条例があるにもかかわらず、子どもたち意外と知らないんじゃないかなっていうふうに感じたりしていますので、もう今もしてると思うんですけど、その点、どんなふうにこれからっていう部分を教えていただきたいです。

（事務局）申し訳ありません。とりまとめをしてはいるんですが詳しくわからないところもございまして、実施状況のところにそういったことが書いてないかなと探してるところではあるんですけども、一応ここに各室からの回答がございまして、実施状況の 26 ページ見ていただきますと、子ども条例につきましては、名張小学校では出前授業を実施しながら校内放送もやっていますということで書かせてもらってはいるんですが、それと関連する例えば一ノ井解放文化祭等においてもその啓発のパネルを置いたり、物品を置いたりしてますよということで書かれておりますので、その全体的な取組というところで、なかなかこれを見てもわかりにくいとこあるんですけども、各々取り組んでいただいてるかなと思います。

（委員）名張小学校でやっていただいてたんですね。すみません。市内全校でもできればいいなと思ったりしました。ありがとうございます。

（委員）途中ですいません。委員のおっしゃるとおり、子どもが理解しているかっていうところまで言うと、やっぱりなかなか啓発が足りてないなっていうところがあると思っていて、これ福祉子ども部が担当なんですけど、問題意識としてもっていただいてますので、おっしゃるとおり、少し方法っていうことも考えて取り組んでいかなあかんかなっていうことで今ちょっと見直しをさせていただきます。ありがとうございます。

（委員）ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

もう 1 点になるんですけれども、60 ページ④学校教育における支援と国際理解教育の推進っていうことで、教育委員会が取組べきことなんですけれども、今 2 点書かれているんですが、現在、日本語指導を必要とする外国人の児童生徒ってすごく増えてきているそうなんですね。転出入も繰り返されるっていうことで、実態を把握するっていうことと教育の機会を保障する取組っていうのがやっぱり必要になってくると思いますので、そのために多文化共生センターとかと連携した取組っていうことを進めていくっていうことが重要じゃな

いかなと思いますので、そういった文があってもいいのかなっていうふうに思いましたので、ご検討いただければと思います。

（事務局）ありがとうございます。その点、また追記したいと思います。

（会長）部落問題学習のところ、おっしゃるようにもう全国的にも若い人が増えて、従来の教員さんよりも学習しているかなと思っても案外そうではなくて、はっきり覚えていません、学習経験がないみたいな若い方も多い中で学習を進めていくという必要性というか、そういったものがもちろん高まってるという、ちょっとこう反比例みたいな状況にあるだけに、教員を育てていくという関係とか実践力を向上させていくということは今県教委も重点をおいてやろうとすることで、そこと市がタイアップして進めていくことや、部落問題を解消する教育内容とは何かっていうことが、きちんと整理されてないっていうのも、一方であるのかなと。なので、場所によって歴史学習中心で終わって、それが現状になかなか繋がっていかない、歴史は勉強したけど今あるのかどうかがわからないっていう、そんな高校生たちが非常に多いということが見えてきたと思います。今の現状が見えてこないと、何のための学習なのかとか、学習しなくても歴史のことなんだなというふうに言えば、昔のことなんちゃうということが出てきてしまうのかなみたいなこともあって、学習内容もどういうふうに組み立てていくべきかっていうのも大きな議題かなと思います。

子ども条例や権利条約のことに関しては、できればやっぱりどこかの学年で総合とかの時間にきちんと徹底してやるみたいなそんな機会があった方がいいのかなあと委員のご意見を聞きながら考えていまして、前も言ったかもしれませんけど、スポーツに関わるハラスメントが結構深刻で、菰野高校の野球部が非常に強かったんですけど、やっぱ全国大会に出るような強豪校ほどちょっと危ないよというご意見がスポーツをしていない方からの話で出たりしますし、スポ少関係で小学生とかに、伊賀市とか各学校に行ってちょっとその話をすると、コーチに叩かれたとか、暴言を吐かれてもう帰れとか、少し逆らうと交代させられて、次の試合に出させてもらえなくてレギュラーから外されたとか結構な問題も起きていて、それがやっぱり子どもたちにとってハラスメントを受けているとか、自分の権利が守られてないってっていう観点で、認識自体がないということと、なかなか声を上げにくいし、保護者さんもスポ少関連で無償でやってくれてるので、そういう人たちになかなか言いにくいとか、子どもにこんな力をつけたいので、監督やコーチにはなかなか言いにくいとか、あの人に習っていけば力をつけてもらえて、大きな大会も連れて行ってもらえるから頑張りなさいとかいうふうに暴力ハラスメントを容認してしまうような側面もあったりして、結構深刻な問題となっています。そういうあたりも、例えば、保護者さんとともに権利といったものを学んでもらうのも本当にも重要だと、私も思ってますので、その辺は充実していくほうがいいかなと思っていますので。また支部や教育委員会さんと調整をいただいて、より中身を伴ってすべての子どもがずっと認識されて理念だけでなく、きちんとそれが具体

的な形となって子どもたちに備わり、問題の解消、権利保障が守られる市をつくっていくためにも、具体性をもった取組を展開していただきたいなと思います。他の委員さんも、まだお時間ありますがいかがでしょうか。

（委員）よろしいでしょうか。

63 ページ、感染症・難病患者等の人権なんですけれど、最後のところで、施策の方向内容の 3 相談・支援体制の充実で、他の項目につきましては、いくつか対象が挙げられてるかと思うんですが、この相談とかにつきましては、新型コロナだけに限定されて書かれています。相談窓口がそれしかないということなのか、その他可能性としては様々な感染症ともに罹患する場合があると思いますので、そんなときの救済とか相談窓口っていうのはここに含まれないものなのかなっていうことをご質問させていただき、併せて入れていただけたらありがたいなというふうには思っております。

（事務局）そうですね。これだけっていうふうな印象をお持ちになっていただく、或いは、これだけやればいいんだっていう現場の認識になってしまいますといけませんので、そのあたり充分反映させていただきたいと思います。

（委員）ありがとうございます。新しいものに対して、不安とか恐怖があるので、これからまだまだ出てくると思います。いろいろわからない未知との遭遇があると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（委員）すみません。意見とかご質問とかちょっと混ざっているかもしれないんですが、何点かお願いします。

資料 2－1 のはじめにの包括に書いてある部分で、真ん中辺りですね。私、学校長の立場で会議に参加させていただいているんですけれども、大変感銘を受ける一文だなあと思わせていただいています。これが何のためのものなのか。差別をなくす、人権を守るためのものになっているのかを職員一人一人が事務しながら各施策に取り組んできたのかが問われていますという一文なんですが、これまさしく学校現場でも全く同じことがいえると思っています。本校だけではないんですが、学校現場でいくと例えば何かの事業であったり、取組であったり、若手の先生が大変増えてきていまして、若手の先生方いろんなやることがある中で、これを例年やっていたから、やってますっていうふうに引き継ぎを受ける。そうしますと非常に素直ですので、一生懸命します。ですが、何のためにそれをしているのかっていう意識が欠落してることが残念ながらあります。ここでやっぱり管理職、私も含めてなんですけども何のためなのか、もちろん子どもたちのためなんですが、そこをもう少し噛み砕いて考えさせる必要があるし、本人がやっぱり理解をしていく必要があると常日頃思っているんですが全く同じことが書かれていますので、これ本当にその学校現場、学校教育と人

権問題のこういった中身っていうのは本当に共通する部分があるなというふうに感じさせていただきました。そこを踏まえて、あえてちょっとお聞かせいただければと思うんですが、その上に取組を進めながら成果に繋がっていないという厳しい分析の原因の 1 つとして、従来の取組を漫然と繰り返してきたことがありますというふうに、市の施策としてこういったことがあるというふうに記述があるんですが、このように分析された背景っていうのはどういったことがあるのかなというのがもし、教えていただけるのであれば、教えていただけたらなと思いました。

あとこの段落の下、人権意識の低さによるとしか考えられない職員の接遇態度また、職員のコンプライアンス欠如による不祥事件も発生しましたとあって、コンプライアンスの欠如による不祥事等のところは、私去年まで教育総務室におりましたので、研修等も受けさせていただいて、把握させていただいてるところではあるんですが、接遇態度の部分についてはちょっと申し訳ないです、不勉強でよく把握できていない部分がありますので、もし具体的な事例があれば教えていただける範囲でご紹介いただければと思います。

あと 2 点ありまして、こちらの資料 2－3 の、35 ページ施策の方向内容の①以降、ご説明いただいてたところかなと思うんですが、不正取得を防止するためにということに繋がる部分だと思うんですが、過去にはプライム事件であるとかいろんな気になる事案も発生しており、そういったことを踏まえながら、導入に向けた調査研究に取り組みますというふうに記載いただいております。大変前向きだと感じさせていただいているんですが、いろんな課題等もあっていただくと思います。導入するにあたってはこんなこと配慮しなきゃいけないんじゃないかとか、いろんな課題とかもあっていただくのかなと思いますが、見通しであるとか、現在想定される課題なんかも、もしあっていただくようであれば教えていただければなと思います。

最後です。67 ページです。これはもう学校現場のことに戻るんですが、情報の収集発信を受ける個人の責任や情報モラルを身につけられるように、学校や社会において教育啓発を推進していく必要がありますと記載していただいております。全くその通りでして、本校でもちょうど新学期が始まるのと同時ぐらいにＳＮＳ等を介した、生徒指導上の案件といいますか、誹謗中傷の案件が子どもたちの中で起こっていて、非常に対応に苦慮すると。新年度当初、学級開きで前向きな気持ちで進めていこう、進めていかなければならない瞬間にそんなことも起こっていました。幸い、大きなことにはなりませんでしたが、やはり子どもたちに丁寧にいろいろと指導をしていく必要があるなと思いました。常日頃思っているところでありますが、やはり家庭に向けての普及啓発というのも、本当に必要だなと。子どもたちにこういう言い方は不適切かもしれないんですが、スマートフォンなどをご家庭で与えていただいていて、そこでまた何かややこしいことが起こっているという何とも言えないことも起こっています。学校が貸与しているタブレットは、いわゆるＳＮＳ、ＬＩＮＥ等は使えませんので、学習目的以外には使えないようになってますので、何とも難しい部分がありますが、やはり子どもたちと同時に地域社会、保護者の方への啓発というのも本当に大

事だなと思っております。そういったところで、何かお考え等があれば教えていただければなと思います。以上です。

（事務局）ありがとうございます。

まず総括の中で書きました内容について、なんでこう考えたのかということですが、1 つあるのは、自分自身を振り返ったときということがあります。長年私ここへ籍を置いておりましたんで、いろんな知識は入ってきましたけども、知識で止まってたん違うかなと。いろんなことは知ってるけども、そのことを日々の暮らしの中で自分自身に対して生かしてきたのか、単なる物知り知識を知見にまで高めていけたのかということを考えたときに、どうもそうじゃないよなあと、これはもう自戒の念を込めて書いたものです。これについては最初申し上げましたように、本編には乗ってきませんので、皆さん方にお聞きをいただきたいという、こういう覚悟で臨みましたっていうことをお聞きいただきたいということでつけさせていただいたものであります。

それと職員の接遇態度のところです。これにつきましては、実は庁内の窓口の方で、当然困ってるから行くわけなんですが、全然寄り添ってくれないというふうな実感を持たれた方がいらっしゃって、そういった声が運動団体さんとの懇談会の中で、実は自分の地域の人間が窓口へいったらこういう対応を受けたんだと、泣いて帰ってたんだというようなこともお聞きもしました。去年、そういった実態を突きつけられたわけなんですけども、今年の懇談会の中では、最近行ったらちょっとマシになったというふうな声はいただいたんですけども、喜んでいいのかどうかっていうことがございました。十分、自戒していかないといけないなというふうに思います。

人権感覚っていうのは、誰もが持ってると思うんです。人権感覚がない人はいないと思うんですよ。ただ、その人権感覚を人権意識にまで持っていけるかどうかで、人権感覚を体現していこうっていうそういう意識がない、マインドがないっていうことだろうなと思うんです。去年の 10 月に実施しました全職員を対象にした人権研修、私が講師ってことで勤めさしていただいたんですけども、そのことを職員に対して返させていただいたところです。

続いて 35 ページの本人通知制度の見通しについては、戸籍の部局と何度か打ち合わせもやっているんですけども、ちょっと私たちにはよくわからないんですが、仮に登録型とかで、実施に踏み切ったとしても、名張市の窓口でそういった請求があった際は、そのことがわかって本人に通知が行くんですが、近い将来、システム的にも全国どっからでも取れるようになるらしいんですね。そうなったときにこの方は登録していますよっていうフラグが立たないので、市外から請求されたらとり放題になっちゃうっていうそういう実態もあったりするというふうなことを、市民部の担当の室長の方から聞かしてもらいました。その他にもいくつか問題点があるのかなと思いますが、毎年県の方から本人通知制度に関する聞き取り調査のようなものがあって、県の方でも実態を把握してくれています。県や県内の 4 つの市の動向も見ながら、実施の方向性を探るための調査研究っていうのを続けて参りたいな

というふうに考えております。

続いて 67 ページのところで、子どもたちのスマートフォン、SNS 利用を通じた中傷問題の保護者に対する啓発等について 68 ページから、施策の方向、内容っていうのを書かしていただいた②の中に学校教育における情報モラル教育の推進ということの 2 つ目の方で、児童生徒のＳＮＳの適切な利用について保護者啓発を進めますというふうに書かしてはいただいたんですけども、ちょっと書きぶりが弱いかなというような気がしますね。

（委員）本校でも 11 月から民間業者さんをお呼びして、実はこんな隠れたリスクがありますよという話で、いろんな仕組みがあると思うんですが、そういったことの生の保護者のニーズ、子どもたちのニーズと、我々が求めるこういったところは守って欲しいっていうところが、乖離してる部分があると思うので、そういったこともやっぱり知った上でいろんな施策っていうのを進めていくのはすごい大事なのかなと。結構、理想で進んでしまってて、現実が取り残されてると、子どもたち保護者さんたちは何だろうなって感じになってしまいますので、その辺り本当に現場にいる中で、いつも気になることかなと思わせていただいています。

（会長）中学生の段階から結構利用し始めていて、結構地元で保護者さんの調査は毎年してるんですけど、やっぱりここ年々子どもたちの動画視聴の年齢自体が低年齢化してきてて、長くなって頻度も多くなってきてて、やっぱり例えば基礎学力の定着にかなり支障をきたすというか、何か課題をちょっと増大させてしまうようなところも、残念ながらありまして、はまり込んでいくと土日だと 3 時間、4 時間とか見ている子もいるんで、そうなってきたときに、進路についてもかなり不安を残すところかなというふうに思うと、もちろん学校の中で啓発していくのがいいですし、もう就学前の段階ぐらいからその辺を意識づけしてもらうようなことが大事かなと思います。福祉部門と連携しながら、啓発が必要じゃないかと思います。

（委員）本当に買い与える前に、やっぱりきちんとしたおうちでのルールっていうのを決めておかないといけないというのをすごく感じますので、そういうところもやっぱり保護者さんに協力いただきながら、今は本当に低年齢化してるそうなので、周知していく必要があるんでしょうね。

（委員）インターネットって手段やと思うんですけども、そこを制限するっていうやり方っていうのもある程度必要かなって個人的にそう思うんですけど、人権という考え方の中で問題があるんだよと。その時には、家庭での協力っていうのも重要な位置付けをしてくると思いますので、そういうのをやりながら、プランとして防げる手段があるのかどうかっていうところで、なかなか難しいですけどね。子どもが泣き出すと動画を見せていたりとか、ち

ょっと待ってる間ゲームしといてって、簡単にできるっていうところもありますので、両方とも難しいことですけども諦めずにやっていくっていうことなのかなと思います。

ちょっと感想で申し訳ないですけど、そういったご指摘いただいたのを総括に変えてっていうところでご説明いただきましたけど、行政ってやっぱり継続性っていうのがあるので、どうしてもやっぱりいろんな情報を入れていかないと漫然と繰り返してしまうというのは、この人権だけに限らずすべての行政、企業もなかなかそういう形になってしまいますので、それは大きな事項として、そういったところはやっぱり出てくるのかなというふうに思いますし、そういうことがないようにということで、この計画に基づく各年度の取組っていうのを審議会委員の皆様にもご助言をいただきながら、ブラッシュアップして進めていくっていう仕組みを作らしていただけるというのはそういうことかなとは思うんですけど、気にしててもなかなか難しいところがあるので、先ほど事務局から次回以降っていうこともおっしゃっていただきましたけど、まさにその通りやってるところと、あと、職員の接遇態度については、実は名張市は市民の声ということで、市民の方から気づいたことなどを手紙でいただくようなことをやらせていただいてるんですけど、やはりどこの所属ということでもなく、接遇態度がどうなのかっていう問題提起は受けています。

一方で、この前の記者発表で発表させていただきましたけども、全国でカスタマーハラスメントということで、利用者サービスを受ける側の態度がハラスメントっていうのが問題になってきてる中で、名張市でもアンケートではなくて、各所属におけるミーティングということで、職場単位でミーティングをさせていただきました。事案としては 270 ぐらいの事案があっていろんな事案があるんですけども、高圧的態度とか、長時間にわたって交渉されたとか、同じ内容を繰り返し言われるとか。暴言を吐かれた、中には暴力っていうお話もあったんですけども、そういう中でやっぱり働く環境を守っていかないといけないっていうことで今回ハラスメントと不当要求に対するマニュアルの改訂を行いました。ハラスメントの部分についてはマニュアルを新たに作らせていただいたっていうことではあるんですけども、その前提としてやっぱり職員の来ていただいた方、ご相談を受ける方に対して真摯な説明とか、寄り添った説明をやっぱりしていかないといけないっていうその前提の中で住民の方も相談しやすい環境としてなるように、職員もまたきちんと説明できるようにっていうような環境を作っていくっていうことから、ハラスメント、不当要求対策ということで、今回新たにマニュアルの見直しとか研修もこれから始めていくんですけど、そういう環境を作っているということで、そういう事案があるかっていうことについては、忙しい中で対応した職員が寄り添った対応ができなかった事案はちょくちょくございますので、そういったことがないように進めていかないといけないと思っております。

それと本人通知制度のところの質問があったと思うんですが、事務局から説明していただいたとおりなんですが、大きな流れとしては、ご存じかと思いますけど国の方で進めているガバメントクラウドって、行政の環境、住民基本台帳とか、そういうシステムを国が管理するガバメントクラウドの方に移行してくっていうのが、令和 7 年を目途にやっています。

先ほど説明していただいたように本人確認通知については、ガバメントクラウドにシステムを乗っけたときに、それが全国統一できる環境ができ上がってきますので、そういった制度設計の話も含めて、国できちんと制度化してやっていくっていうその環境づくりっていうのを早く進めてほしいということで、名張市としても県を通じて国へ要望していますし、またその環境ができ上がったときに、しっかり制度化できるのかなあということで今、検討してるというような状況でございます。

（委員）この会長のご意見、まったくそのとおりだと思います。特に人権講演会を催してもなかなか参加をしてくれないのが現状やと思います。比較的参加をしてくれやすいのは、保育園やとか小学校中学校の保護者を対象にする講演会、これは比較的来てくれたんです。ところが、これも崩壊しつつあると聞かせてもらっています。大変苦しいなあと思ってます。ましてや、自治会なんかでこういうことをするっていうのは大変難しい部分があります。集まってくれんのは知り合いくらいになってしまうんです。そこで何かいい方法がないかなっていうのを考えて欲しいなと思います。

もう１つ、外国人のことについてですが、この間、近所の人とちょっと話をしてたら、親方さんにかなり怒られている人がおって誰やろうと思ったら、外国の方やったみたいです。市内の事業所さんとかで外国人にお世話になってる企業がきっとあると思うんです。その人たちにいろんな充実した生活を送れるようにサポートしてんのやろかっていうのは不安に感じます。ですから、そういうビジネスと人権っていうのがあってくれるようですが、そういう中で外国の方を雇うときにはこんなことをしなければならないっていうのが多分書かれてるんだと思うのですが、それが守られてるのか、本当に目を光らせたって欲しいなと思います。近くに住んでる外国の方々も、日曜日には公園に来て遊んでくれてますけれども、そういう人たちが幸せに日本でおってくれたらなと思ってます。計画に関してでしたら、60ページの施策のところに、各種機関、団体に協力するとか、サポートするとか書いてありますが、結局、市は何するんやろうって思いました。以上です。

（会長）ありがとうございます。とても大事なご指摘、ご意見だと思います。この市で生活できてよかったということだとか、ここで生活していきたいというふうなことを思ってもらえるような地域や、事業所になれるように、具体的な取組をどう進めていくかというところで、市のほうでももう少し踏み込んだ取組も必要かなということで、ご意見いただいたかと思います。今のご意見をぜひ多文化共生の担当のところと共有していただいて、また施策の検証をしていただければと思います。

（委員）皆さんの言ってることと重なる部分で、ちょっと何点かよろしいですか。

まず 43 ページの子どもの人権のところの、子どもの人権に関する啓発のところ。人権を守る気運を醸成するため、民生委員児童委員、主任児童委員、ここに、スポーツ関係者、指

導員とかそういうのを入れてもらったらいいのかなっていうふうに思いました。それから子どものことで、名張市は名張市独自で「なばり学」って副読本も作って、名張のことをもっと子どもたちに知ってもらおうっていうことで、教育課程というか、「なばり学」っていうのを作ってある。そろそろ、各小中学校に任せている人権教育の年間指導計画ではなくて、名張市の人権教育学じゃないけど、別に副読本を作るわけじゃなくて、そういうもので小学校 1 年から中学校 3 年まではこんなこと勉強しようねっていうようなことで、学校はそれにみあった実践の部分は作らなあかんかわかりませんけど、そういうものを計画していく段階に入ってきてるんじゃないかなあと思います。難しいでしょうけど、それをここに書き込む。教育委員会はこの第 4 次を受けて、そういうことを考えていってもらえたらと思います。

それから、最初に会長が言ってくれましたけど、県とかやと企業、職種によっても違うかわかりませんが、人権センターが催してる人権講演会に行くと企業のポイントが 2 点入るとか、そんなんあるんですよ。名張市はランク、僕土木のことしかわかりませんけど、なかなかランクづけでの入札って難しいかもわかりませんけど、やっぱりそこにちょっと名張市版の人権研修で何点つけますっていうような部分っていうのは、これから検討していく必要があると思います。県のランクづけの中にやっぱりポイントを少しでもあげたらAランク維持できるとか企業としては思っていますから、そういうのは入れていってもいいんじゃないかなというふうに思っています。

それから、私もまちづくりの一員として、市民啓発なかなか集まらへん中で、いろんな縛りをかけるのはよくないかもわかりませんけど、全体に出す講演会の案内とは別に、まちづくり 15 地区あるわけですから、まちづくりにちょっと 2、3 人くらい出してみたいな応援の仕方も声かけていって、今言われたようにまちづくりにお願いしたら、大体が役員で 2 人で行こうかとこういう結論になるかもしれませんけどね。15 地区のまちづくりとも協力し合いながら、市民啓発をしていくっていうのも、1 つかなあというふうに思ってます。

外国人の人権のところの防災に関わってのとこですけど、実際には名張市の防災訓練ありますけど、昨年もまちづくりの方では、実際に外国人にどういう対応の仕方、避難の仕方、それから災害訓練やってるよっていう周知をどうするかっていうのは、結構まちづくりは各地区で話し合ってるんです。ただ外国人の方に対する話っていうのは結構切迫した問題なので、いろいろ話し合いをしてるんですけど、ここで外国人のところで多文化共生の話は出てくるんですけど、日本で生活してる人たちが、本当に多文化共生のことを理解できているかっていうあたりをもっと研修しないと、子どもたちもそうですけど、実際には、また今日あの子月曜日休んでとかね。そういう表面的なことで批判する場面ってあるんですよ。ごみちゃんと出してくれへんとかね。そやけど、ほんまにそういう文化で育ってきて日本に来てるわけやから。そこをしっかりと、それはそれで構いませんじゃないけども、日本は日本のルールで勉強してくださいねって、外国人の人にも啓発はするけども、日本人にもまずスタートラインとして、こういう文化で育ってきてるんやから、まずそこを理解した上で話し

合いしましょうっていうスタートラインをちゃんと啓発していかないと、もめるばっかりで文句言い合いするばっかりになっちゃうんで、特に外国人の防災も含めて対応については先ほども言われましたけど、そこに勤めている企業の社長さんとか、そういうところが丁寧に支援してあげるべきだと思います。国とかは、それこそ結構基準がしっかりあって、それを守らないと外国人を呼べないとか、ビザの問題でいろいろあって、そんな話も国レベルではやってますけれども、国がやってくれることを県がやってることはあるんやろうけど、地元の名張市でやれることみたいなことは、ちょっとその企業さんとかと、部屋を世話してくれてる不動産屋さんあたりとはちょっと市と連携取りながらやっていくっていうのは大事になってくるのかなあというふうには思ってます。どんなふうに文言入れるのか、別に入れなくても行政の各部署がその意識を持ってくれればそれでいいかもわかりませんので、意見として言わせてもらいました。以上です。

（会長）全庁挙げて、各部署に関わる人権施策を着実に実行していただくということが重要だというご意見でもあったと思いますし、また最後の不動産取引に関しては、県の公務員による土地差別事案も発生したということを受けまして、ただその事案に関わって、これを受けた業者さんがそのあたりしてくれたことで発覚した事案になりまして、その業者さんと共にまた都市計画の部署とも業界団体と連携を図っていただくというところで、様々な団体と連携をとっていくことが重要だという意見でもあったと思います。

（委員）名同協の組織の中で企業部会ってあって、今、名張市内のかなりの数の企業が参加してくれてますよね。その中でさっき言ったように、外国人労働者を雇ってる企業とか、そういう企業の人に、さっき言ったように研修とかで充実した内容でできたらなとは思っています。本人通知制度のことで三重県は 4 市実施していますけど、その辺はどうなんですかね。名張は、そこを国がやるまで待とうという話ですか。

（事務局）そうではなくて、実現に向けての要望を県内の他市町と足並みそろえて県に今言ってますよっていう状態です。

（委員）差別に繋がってることがもう事実やからな。その辺のところもうちょっとなんとかならへんかなあと思います。

（委員）名同協の企業部会に関わって、工場とかやとある程度の人数をまとめて外国人労働者を雇えてたりするから、名同協の部会に入ってもらってる工場みたいなところで話は繋がると思うんだけど、さっき話出たみたいな、職種が変わると下請けの会社が外国人労働者を雇っている場合があるんです。そうなるとそこの企業さんは、うちは外国人労働者雇ってないもんって言うてしまったらそれで終わっちゃうので、そこらは丁寧に下請けさんとか

にもそういう人いないですかっていうところで、状況をよく見て欲しいっていうか、その会社の問題じゃなくて、現場監督してる人間が下請けの会社の人と仕事してるときに、目の当たりにする差別的な言動ってのはあるので、だからそういうところを丁寧にしないといけないと思っています。外国人の子どもたちって、日常会話の日本語は覚えるの早いから覚えるんです。でも、学校で勉強する国語とか、それから、理科や社会でも、僕らでもそれなにって思うような言語が出てくるじゃないですか。これ新しく覚えましょうみたいな言語が出てくるでしょ。ほんで難しい言い方で教科書とか表記されてるから、わかったような顔をしながらそうと流してしまう子どもたちがいるんですよ。

（会長）企業部会で 160 社もある中で今、委員からもお話あったように、その下請け業者さんが外国籍の人雇っていて、そこでハラスメントだとかその他にもおっしゃっていただいたような問題が発生をしていることに関してもこのビジネスと人権は、事業所側が下請け業者に向けて人権リスクになるような業務が発生しないかってことは把握しないと駄目ですと。今それが発覚すれば、もう公になって、かなり企業に対する信用が低下して、それが例えば売り上げが落ちるとか、株価が低迷するとか、いろんなリスクが伴うんですよってことでやっぱりこれからちょっと一歩、今までの企業部会の中で大事にされてきたことを継承しつつ、発展的に事務局の方からもご提案いただいたようなビジネスと人権とかそういう取組をまた企業部会の方でも取り組んでいただけるような体制が組めると、随分また状況は良くなっていくのかなというふうに思いますし、多分そこで働く従業員さんの意識も高まっていくという点では、意識調査の結果にもプラスの影響が及ぶのではないかというところでまた取り組んでいただければということで、よろしくお願いします。

時間も随分押してますので、最後、協議事項 3 の報告よろしくお願いします。

（３）差別事象の報告について

［資料３］【事務局説明】

友永さんからの質問事項についてなんですけれども、1 番の対応につきましてはこの人権・男女共同参画推進室の方にかかってきましたので、室にいたものが対応させていただきました。

2 番が対応に関して不十分な問題含め対応だと思いますということなんですけれども、対応マニュアルに沿って相談者の差別意識を問うようにということで、マニュアルの中では、電話がかかってきたときにはその人の差別意識を問うような形で、なぜあなたがそのようなことを思うのかっていうことを問うようにということで、その人の差別意識について気づかせていくっていう部分を、対応としてはしていかなくてはいけないという中だったんですが、なぜそのようなことを聞くんですかっていうことで、何回かそういうやりとりもさせていただいたんですが、頑なにただ単に気になっただけですっていうような形で、言った

ことに対してかぶせて何か別のことを聞いてくるっていうような形で、こちらがある程度聞いてくれたことに答えれば、それに対して、満足のいく答えであれば次の質問に移るというような形で、対応がちょっと未熟だったっていう部分もありまして、差別意識の指摘にまで繋がりませんでした。以降再度マニュアルの確認と徹底については、室内で打ち合わせで事象については共有させていただいて、庁内の方でも、掲示板にこういう問い合わせがありましたっていうことで、掲示板に掲載させていただきまして、あわせてマニュアルの周知についてもさせていただいたというような状況になります。以上です。

（会長）せっかくなので、もう時間もきていますが、1 つはなぜこれが差別事象というふうに市の方で判断されたのかっていう辺りは、まずきちんと整理して説明できるようにしておくのがいいと思います。なぜこれ差別事案に該当するのかって話もあるわけで、きちんと根拠というかエビデンスみたいのがやっぱり大事なのかなと思いますし、今後、少し勉強というかいろいろ認識の深い人だと、一体どこが判断したんですかとか、誰が判断したのかって話なってきたときに結構、庁内だけっていうあたりが恣意的じゃないかみたいなふうになりかねないっていうあたりでも、少し県のようにはいかないとは思うんですけど、各方面でいろいろ総合的に判断してというふうに、庁内だけじゃなく、今の関係者団体とも協議した上でというふうな形の対応も好ましいかなと思います。今回はこういった事案で、実際に被差別部落の所在地を詮索するような問い合わせだとか、実際地名も出てきているという点では、もう国の方で例えば、2018 年の 12 月に法務省が全国の法務局に対して、ネット上含めて同和地区はどこかっていうことを公表したり、敵意するような事案というのは、プライバシーとか名誉とか、差別されない法的な利益を侵害することに繋がりかねないと、こういう違法性のあるものだというふうに国がもう指摘をしていますと、そういう面でも問題なんですとかですね、或いは今現在、東京高裁で、全国の部落調査復刻版という、昔の 1930 年代の差別部落の代表調査が、現代版として部落探訪を行っている人達を中心に、現在地名を置き換えたものが、今から数年前に出版されようとしてそれを防いだんですけど、ネット上にばらまかれたと、ああいうものを差し止めしていこうということを含めた裁判で、今東京高裁までいってそこの判決の中でも先ほど指摘したような部落の場所を公表するということは、その権利を侵害することになるし、実際差別を受けてなくてもそういう行為によって差別を受けることへの不安を感じること自体も平穏な生活を送ることができる権利をみんなが持っているのに、権利を侵害するようなことになるんだよという点でも、裁判所も指摘しているんだとかこういうふうに整理をしていくことも大事かなと思います。だから差別事象なんですってことで、地域防災事務所とかの方にも上げていって、県の方とも共通議題としてやるとかみたいなこの辺の問い合わせとか地名の取り扱いあたりを、きっと国の方で、そういう見解とか判例もあったりするので、そういうものを基にして判断されていくのが一番いいのかなあと思います。名張市だけで判断したのではないってなるのが一番いいかなというふうに思うので、またその辺は、私の方から意見はさしてもらいたいと思いま

す。その他特にございませんでしょうか。よろしいですかね。それでは、事務局のほうに戻します。

（事務局）ありがとうございます。連絡事項です。第4次人権施策基本計画についてなんですけれども、今この会議でいただいたご意見とかを踏まえて修正したものを再度、確認していただく会として、今月もう一度会議をさせてもらえたらというふうに考えております。松村会長ともご相談させていただいて、日程を確認させていただいた結果、9月20日金曜日の朝9時半から11時半でできたらなというふうに考えさせていただいておりますが、皆さんご都合いかがでしょうか。もし委員の皆様の予定があまりにも合わないようでしたら、資料送付っていう形にはなってしまうんですが、そういう形でご意見集約っていうふうにするかなんですが、皆さん大丈夫ですか。9月20日の朝9時半から3階の301・302会議室の方でさせていただきます。事務局からは、今回の報酬費について、1回目振り込ませてもらった口座の方にお振り込みさせていただきますが、もし都合悪いとか、ちょっと変えて欲しいっていうのがあったら、事務局の方にお申し出ください。そうしましたら、本日の会議はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

１６時３０分終了